とあるのは「合計額（法第百四十二条の四第一項の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額）に」と、「の同条第六項」とあるのは「の法第二十三条第六項」を「ものに限る。第二号において同じ。）の合計額のうち」と、同条第三項第一号中「第二条第三項」とあるのは「第二条第八項」と、「生命保険会社」とあるのは「外国生命保険会社等」と、同号イ中「保険業法」とあるのは「保険業法第百九十九条（業務等に関する規定の準用）の規定により読み替えられた同法」と、同項第二号中「第二条第四項」とあるのは「第二条第九項」と、「損害保険会社」とあるのは「外国損害保険会社等」に改める。

第百九十条第三項中「の益金不算入等」及び「の損金不算入等」を削り、同条第七項の表第六十一条の四の表第五号（損金経理額とみなされる金額がある減価償却資産の範囲等）の項中「第六十一条の四の表第五号」を「第六十一条の三の表第四号」に、「又は各連結事業年度」及び「若しくは各連結事業年度」を「の各事業年度」に改め、「法第六十二条の九第一項の規定の適用を」を削り、同表第六十六条の二の表第五号（損金経理額とみなされる金額がある繰延資産の範囲等）の項中「第六十六条の二の表第五号」を「第六十六条の二の表第四号」に、「又は各連結事業年度」及び「若しくは各連結事業年度」を「の各事業年度」に改め、「法第六十二条の九第一項の規定の適用を」を削り、同表第百二十二条の二（外貨建資産等の評価換えをした場合のみなし取得による換算）の項中「」若しくは」を「いう。）若しくは」に、「」」を「いう。）」に、

「時価評価若しくは時価評価に係る評価	、時
若しくは恒久的施設閉鎖時価評価に係る評価	」

を

「若しくは時価評価に	、時
若しくは恒久的施設閉鎖時価評価に係る評価	」

に改める。

第百九十四条第一項中「（外国法人に係る所得税額の控除）及び第百四十四条の二」を「から第百四十四条の二の二まで（外国法人に係る所得税額の控除等）」に改め、「の法人税の額」の下に「から、法第百四十四条の二の二の規定による控除をされるべき金額を控除した金額」を加え、同条第二項中「青色申告書を提出した事業年度の」及び「及び第五十八条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）」を削り、同条第三項中「及び第五十八条」を削る。

第百九十五条第三項中「第七十三条第二項第十二号、第十六号及び第二十号」を「第七十三条第二項第十四号、第十八号及び第二十二号」に改め、「青色申告書を提出した事業年度の」及び「、第五十八条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）」を削る。

第百九十五条の二中「第三条第四項」を「（平成二十六年政令第百三十九号）第三条第三項」に、「繰越控除限度額等」を「繰越控除限度額」に改める。

第百九十七条の見出しを「（繰越控除限度額）」に改める。

第百九十八条の見出しを「（繰越控除対象外国法人税額）」に改め、同条第二項中「」とあるのは、「控除限度超過額」を「は」とあるのは「第六項に規定する控除限度超過額は」と、「国税の控除余裕額及び地方税の控除余裕額に」とあるのは「控除限度超過額に」に改め、同条第四項中「道府県民税からの外国法人税額」及び「市町村民税からの外国法人税額」を「外国の法人税等の額」に改める。

第二百条中「第六十九条第十項及び第十一項」を「第六十九条第九項及び第十項」に改め、同条の表第一項の項を次のように改める。

第一項	同条第二項	法第百四十四条の二第二項（外国法人に係る外国税額の控除）
第六十九条第一項		第百四十四条の二第一項

第二百条の表第三項の項中「第十二条第三項」を「第十二条第二項」に改め、同表第六項第一号の項中「から第三項まで」を削り、同表第六項第三号ロの項中「第六項第二号ロ」に改め、「から第三項まで」を削り、「第十二条第三項」を「第十二条第二項」に改め、同表第九項の項及び第十項の項中「第百四十五条第一項」を「第百九十八条第一項」に改める。

第二百二条第一項中「又は連結個別資本金等の額」及び「、第百十六条の二第一項（被合併法人等の未処理災害損失欠損金額の引継ぎ）」を削る。

第二百五条第二項中「第百五十四条の二第一項（」を「第百五十五条第一項（」に、「第百五十四条の二第一項第一号」を「第百五十五条第一項第一号」に改め、「（各事業年度の所得に対する法人税額）」及び「（確定申告）」を削り、同条第三項中「第百五十四条の二第二項」を「第百五十五条第二項」に改める。

第二百六条の見出しを「（欠損金の繰戻しによる還付）」に改め、同条第一項中「青色申告書を提出した事業年度の」を削り、同条第五項中「第百五十四条の三第二項」を「第百五十六条第二項」に改め、「をする場合の解散等に準ずる事実等」を削り、「第百五十四条の三第三項」を「第百五十六条第三項」に、「第百五十四条の三第四項の」を「第百五十六条第四項の」に、「第百五十四条の三第四項第一号」を「第百五十六条第四項第一号」に改める。

第二百十条第一項中「又は連結確定申告」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

（地方法人税法施行令の一部改正）

第二条　地方法人税法施行令（平成二十六年政令第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「連結親法人」を「通算子法人」に、「連結子法人」を「通算法人」に、「通算完全支配関係」に、「第六号、第七号、第十号の二、第十五号、第十六号」を「第七号から第九号まで、第十一号、第十四号、第十五号」に、「第十八号から第二十三号まで」を「第十七号から第二十二号まで」に、「連結子法人」を「通算法人、通算完全支配関係」に改める。

第二条第一項中「第十四条の十第一項」を「第十四条の六第一項」に改め、同条第二項中「第四条の七」を「第四条の三」に、「第十九条の二第二項」を「第十九条の三第二項」に、「第三条第三項」を「第四条第三項」に改め、「、第四条第一項第一号中「同条第四項」とあるのは「同令第十四条の十第六項の規定により読み替えて適用する同令第百五十五条の四十三第四項」と」を削る。

第三条第一項中「及び第十二条の二」を削り、「この条」を「この項及び第五項」に、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十七条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四項」に改め、「第五節の二の規定」の下に「（以下この項において「税額加算規定」という。）」を加え、「残額」を「金額」に、「第九条」を「第九条及び」に改め、「金額）」の下に「から、法人税法第六十七条の規定及び税額加算規定の適用がないものとして同法第六十九条の二、法第十二条の二並びに租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第十項並びに第六十六条の九の三第三項及び第九項の規定を適用した場合に法第十二条の二並びに租税特別措置法第六十六条の七第十項及び第六十六条の九の三第九項の規定により控除をされるべき金額の合計額を控除した金額」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第十二条第三項」を「第十二条第二項」に改め、「及び第十二条の二」を削り、「第五節の二の規定」の下に「（以下この項において「税額加算規定」という。）」を加え、「残額」を「金額」に、「第九条」を「第九条及び」に改め、「金額）」の下に「から、税額加算規定の適用がないものとして法人税法第百四十四条の二の二及び法第十二条の二の規定を適用した場合に同条の規定により控除をされるべき金額を控除した金額（次項において「地方法人税額」という。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第十二条第三項」を「第十二条第二項」に、「前項に規定する地方法人税の額」を「地方法人税額」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

４　法第十二条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の通算法人の通算課税事業年度（同項に規定する通算課税事業年度をいう。以下この条において同じ。）の調整前控除限度額から当該通算課税事業年度の控除限度調整額を控除した金額（当該調整前控除限度額が零を下回る場合には、零）とする。